

令和6年

議会運営委員会記録

令和6年2月26日

②

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年2月26日（月曜日）
午前11時47分 開会 午後 3時47分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	安 保 友 博 議 員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議 員
委 員	吉 田 武 司 議 員	委 員	伊 藤 妙 子 議 員
委 員	菅 原 満 議 員	委 員	鎌 田 泰 春 議 員
議 長	富 澤 啓 二 議 員	副 議 長	小 嶋 智 子 議 員
委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議 員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議 員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議 事 課 副 主 幹	川 辺 聡
主 事 補	加 藤 ゆ ら ら		

◇本日の会議に付した案件
今後の議会運営について

午前11時47分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

ここで、先ほどの議会運営委員会で、議長に市長への申入れをしていただくという話をしていましたので、その点について議長から報告いただきたいと思います。

富澤議長。

○富澤啓二議長 先ほど、大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議の中、本決議可決以降は大島副市長の本会議や委員会等への出席を認めないことを申入れいたしました。これに関しては1回目の申入れと同様で、拒否をされました。

また、和光市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに触れている行政職員のフェイスブックの件に関しては、調査をするように依頼をいたしました。

○安保友博委員長 ただいまの件を受けまして、各会派から意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

吉田委員。

○吉田武司委員 1つ確認ですが、この申入れは、執行部局の市長と話をしてきたんですか。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 市長、副市長同席の中での話であります。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 そのほかで、何か向こうからの意見とかお話というのは、お聞きできないでしょうか。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 執行部側も、このままではいけないという問題意識は持っております。どこか妥協点はないかどうか確認をしております。

しかしながら、現在なかなか一致点がないということで悩んでいるのは事実です。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今回、その決議が出されたことに対しての市長の受け止めだったり、それこそ本当に市長のほうもこれではいけないということで、進めていきたいということは言われているみたいなんです。妥協点というか、市長部局のほうから何か提案があったりとか、そういうことはあったのかなかったのか、そこら辺も確認させてください。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 この決議を出された議員のほうが譲歩をするべきだという、そういう旨の交渉はございました。

○安保友博委員長 では、この後、55分から再開されますけれども、その点について議会運営委員会としては特に決定することはないんですが、各会派から今後どうするかということを表示明していただけたらと思うんですけれども。

吉田委員。

○吉田武司委員 今、議長のほうから、こちら側が譲歩するということを言われたということなんですけれども、先ほど市長、副市長と一緒に話したと言っていました、本来これ、市長と話をすべきで、副市長が同席して話をするのはちょっとおかしい話なのかなと思うし、私たちはこの決議をして、そしてこの決議文の中に、本決議可決以降は大島副市長の本会議や委員会等への出席は認めないという決議をしています。以下の勧告については、副市長のお考えの下で行われることだと思うんですけれども、ここはやはり決議をしたということで、私たちは出席することができないということがあります。

そして、この初日の決議をしたときの新聞の報道の中で、市長は、理由のない決議に大変失望している、市政を一步前へ進めていけるように努めたいというような報道発表もありました。

これ、私たちは附帯決議で出したことに対して質問状を送って、その質問状の処理もちゃんとされていない、また附帯決議もしっかりとされていないということで、この辞職勧告決議を出して、そして大島副市長の本会議、委員会への出席を認めないという決議をしているので、これはちょっと譲れないかなと。向こうから、こっちが譲歩しろというような言葉があったことに対して私は遺憾に思いますので、今後は、向こうが改めていただかないと出席はできないと考えます。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私たち日本共産党としても、今回、その辞職勧告を出した意義と、それこそ、議会が歩み寄ってほしい、ある程度譲歩してほしいということではなくて、この勧告決議に対しての受け止めが十分にされていないのではないかなというふうに正直感じています。

できれば、副市長ではなくて、実際に市長に来てもらって、今後どういうふうにしていくか、どういうふうにするべきなのかって、今回本当に予算でしっかり進めないといけない部分だったり、市民に影響が出てくる部分がやっぱりあるので、できればこの議運の場に市長を呼んでいただいて、どこが妥協できるのか、どこで一致できるのかというのを直接、副市長がいる席ではなくて、市長がいる席で、ちゃんとお互いに話をしたほうがいいのではないかと私は思うんですが。

共産党としては、議運という場なんですけれども、今後の進行を含めて、逆にこちらが歩み寄るのではなくて、市長自身に来ていただいて、どういうふうに進めていくか話したほうがいいのではないかと私は思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましては、今回この決議を民主主義の下に決議したことに対して、議会が歩み寄るべきというようなことを言われている。また、こちらも、向こうからのそういった歩み寄る姿勢が見られないという、もう平行線で、このまま、この大事な3月議会をどうするかという重要な局面だと思いますので、やはり市長に直接お話をお聞きしたいという思いがあります。

○安保友博委員長 休憩します。（午前11時55分 休憩）

再開します。（午後1時00分 再開）

会派としてどうするかについて、もう一度会派の意見をお願いしたいと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 会派と言われても、うちの会派は決議には反対していますので。特にございません。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派としては、やはり民主主義の根幹である議会の中で決議された文章というのは重いと考えております。

私の考え方、これは議会の決議の文章にもありますけれども、まず議会として、副市長の出席、これは議会や委員会等について認めないという形で記載されております。ですので、そこについては、副市長の考えとか意向というところではなく、議会として認めないと、そういう決議文かと思っておりますので、今の執行部の対応というのは、それを無視している状況かというふうに捉えております。

したがって、現状として、我々としてはしっかりとこれ、この議会として決議した文章、これを民主主義として守っていくことが大事なのではないかと考えております。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 そもそも論になりますが、やはり民主主義ということで、その決を採って、過半数で可決しているということがありますがけれども、その話というのはまあ当然、当たり前のことであるはずで、現に今問題になっている大島副市長御自身が自分の答弁の中で、可否同数とはいっても、過半数で可決されているんだから、その意義は重いと、民主主義にのっとして重いという発言もされていますし、また柴崎市長におかれましても同じように、その民主主義にのっとして、議会で可決したものについては重いという発言もされております。

そのことを全く理解していないかのような今回の判断、その法的根拠はないという話があるのかもしれませんがけれども、決議は受けたけれども、それに対して何らかの理由でそれを突っぱねるという状況が今続いているということに関して、もう全く二元代表制のこの議会制度というものを根幹から理解されていないなという印象を持ちますし、その点についてはいま一度しっかりと理解をしていただいて、その上で議会とどのように接していくのか。

我々議員としての判断というのは、あくまでも市長から提出された議案があって、それを審

査して、最終的にそれに対してマルかバツをつけるというところが本当のもともとの制度ですし、そのことについて議会として審査ができない状態に置いているのは市側にあるんだということをもう一度理解していただかなければ、先ほど議長から説明があったとおり、市長、副市長が今後は議会側が譲歩すべきだというのは、もう全く筋違いの議論になっていると言わざるを得ません。

なので、うちの会派としましても、今後市側から何かしら議会に対してこれを、その審査を進めるために必要な措置を取らない限りは、我々としては判断のしようがないというのが私たちの意見です。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

ほか、オブザーバー側からありましたら。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私は、菅原委員と同じ、反対の立場ですけれども、これは議会で決議したといっても、あの議会の中の執行部側の説明では、法的な拘束力はないわけですが、法的拘束力のないものを強引に多数決で押し通そうとするのはちょっと何かなと思います。

そういう意味で、これはあまり必要以上に顔を潰してはいけないと私は思っております。ゆえに、早く議会を再開して、施政方針、また私たちの一般質問、いろいろなことがあるわけです。また困窮家庭の補助金を払う審査、審議もあるわけですから、無用にこのように長引かすのはよくないと思います。

先ほど傍聴に来た人も、この状況を見てとても憤慨して帰っております。そういう人、たった1人の市民の意見ですけれども、やはり正常に戻して、議会を進行すべきだと私は思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 3月予算の議会ということで、3月1日に施行されるものもあるということ、また、予算の中では市民生活、学校関係、密接に関係するものがあるので、審査をきちんと尽くしていく必要があるというふうに考えます。決議に対しては、決議の質疑のときに申し上げましたので、以上です。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 付け加えるならば、職員も非常に困っているみたいです。部長がこちらのほうで長く時間を取られていて、いろいろな包括会議だとか、部長が出席する会議が、ずっとスケジュールがあるそうですけれども、それがなくて進行するのに非常に困っているということで、市民サービスをこんなに長引かすと、やはり課長、部長が仕事できないわけですから。

そういうことで、やはり速やかに議会を再開するのは、やはり市民のためになります。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 賛成する議員、また反対する議員からいろいろ意見が述べられているんですが、最終的に、この和光市の市政を進めるためには、じゃ誰が決断をしなければいけないかと

いうのは、私たち議員ではなくて、やっぱり市長自身が決めなくてはいけないと思うんです。どういうふうにしていかなければいけないかだったり。

先ほどの議長と副議長と市長で懇談した席に、副市長も同席していたという話なんですけれども、和光市のトップは市長ですから、そこら辺どういうふうに妥結してやっていくかとか、やっぱり市長自身が決めて、進めていかなければいけないと思うんです。

今までのこの市政というのは、人になすりつけるではないですけども、自分で責任を負うということはされてきていないので、そこら辺はちゃんと市のトップとして判断をしていただきたいというところがありますので、ぜひこの場に市長を呼んで、市長自身はどういうふうを考えているのか、今後どういうふうに進めていきたいのか、そこら辺をしっかりと伺って前に進めていくべきだと私は思います。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 一応確認ですけども、議事を進めたいとか、審議をしたいということについて、我々としては全くそこに対して意見、反対はなく、全く同感です。

ただし、これまで、それは百条委員会のおかげからそうでしたけれども、市の対応について問題があるということ指摘した上で、12月の段階で問責を出したりとか、決議三本を出したと。その後、今回の3月定例会の前に質問状まで出して、こちらとしてはできる限り丁寧に、前に進めるために、あらゆる手段、考えられることをやってきたという経緯があります。

その上で、今回こういうことになって、それを、あたかも議会の責任だと言うような発言を今現在、市長、副市長がしている時点で、もう問題外ですよ。

赤松議員とか菅原委員が言っているように、早く議事を進めたい、審議をしたいというのは、我々も全くそのとおりです。その前提を欠いているから今この議論をしているんだということ、そこはぜひお二人には御理解いただきたい。その上で、なぜ議事が止まっているのかというところを突き詰めなければ、私個人としても何度も言っていますけれども、解決策を出すというのは当然なだけけれども、その前に、問題の所在は何なのか、責任はどこにあるのか、そういうことを明らかにせずに、解決策だけを今議論されているようにしか、菅原委員と赤松議員には私は感じ取れませんでした。

なので、この原因のところをしっかりと明らかにしていただきたい。それをやれるのは、先ほど鳥飼委員も言ったように、それは市長しかいないんですよ。その部分はしっかりと認識していただきたい。最後に意見として言わせていただきました。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も、先ほど菅原委員、そして赤松議員から、今現在、議会で行われている、これから行われる議案があると、それについて進めるべきだというような意見がありましたけれども、それはこの全員が分かっていることであるかと思います。その上で、どのように進め

ていくか、これをしっかりと吟味した上で、我々は今までの副市長に対する決議案だったり、決議だったり、様々なものを出した上でより正常化させて進めていきたいと、そういう思いで出したというような背景があります。

けれども、それらが全て無視されるような形で進んでしまっている。決議文だったり、今回の決議も、13名の方に賛同いただいて、この議会としてまとめて提出しているわけでありまして。けれども、そこが無視されてしまうのであれば、全ての決議はほぼ法的拘束力がないものになるかもしれません。そういった中で、皆さんが一般質問であったり、様々な議案に対して質疑をする中で、この市政をつくってきているというところがあります。

それすら守られなければ、じゃ何をもって議員の役割があるのかと、議会の役割があるのかと、そういうような議論に行き着いてしまうわけですね。なのでしっかりと、我々としては議会としてしっかりとまとめてもらったもの、これを執行部にちゃんと考えてもらい、その対応をしっかりと待たなければいけないのではないかと考えております。

○安保友博委員長 今、お話の中で、市長をこの議会運営委員会に呼んで意見を聞くという提案が鳥飼委員から出されましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 このままやっていったとしても、平行線になってしまうだけかと思いたすので、私としては、我々の会派としては、ぜひ市長をお呼びいただいて、議論を進めていくべきなのではないかと考えています。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私たちの会派としても、市長に御意見をいただきたいと思いたす。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 私の意見なんですけれども、いま一度、正副議長また議会運営委員長、副委員長と、市長と直接話していただいて、最終的にもし折り合いがつかなかった場合には、ここに来てもらって、みんなの前で説明してもらおうほうがいいのかなというふうに思うんですけれども。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も、今吉田武司委員がおっしゃったように、そのほうがより我々の趣旨を理解していただけるかと思いたすので、そのような手順を踏んだ上で、もしそれでもかなわない場合に、議会運営委員会に市長を呼ぶという形のほうがいいのではないかと思いたす。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私が思うには、議長と大勢で行ってもね、そういうことじゃないんだから、議長と安保委員長、決議があるわけだから、向こうへ行って、副市長と3人でやればよろしい。これは、この前の市長の話のとおり、個人の財産だからね。だから市長が言ったからといって、強制力がないはずだから。安保委員長と議長と二人でやって、あんまり広がらせないで、そこで決めてもらえればいいです。

今の話をいろいろ聞いて、執行部の意思は固いです。恐らく妥協されません。これ言えないですか、皆さん、職員の側から見ないと。恐らくオーケーは言わないですよ。そうしたら、どうします、責任取らされますよ。

だからその前に、行かれるなら委員長と議長、まあ2人だけ、証人として小嶋副議長と3人ぐらいで行くと。一回話してみてください、交渉してみてください。私の予想では、結構意思が強いですからね、あの市長。私なら、たまにかかって、恐らくうんとは言わないです。うんと言わなかった場合、どうします、ずっとやるんですか、1週間。そこを覚悟しなければ駄目です。ここに市長を呼んでも、恐らく副市長の判断は出さないとはいえますけれどもね。私は難しいと思います。

○安保友博委員長 赤松議員に申し上げます。

ちょっと認識に誤解があるようなので。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 あなたは認識、認識って自分の思考ばかり入れようとするけれども、民主主義というのはそれぞれの少数意見も大切にしなければ駄目なんです。これを全部理解してくれと、私はこういうことをやること自体反対しているわけですよ。菅原委員も同じです。

○安保友博委員長 副市長が自ら決めることではなくて、その副市長の任命権者であり、管理監督責任があるのは市長ですので、制度の理解はしっかりお願いいたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私はね、例えば副市長の立場でこういうことを思うんだがね、私はよく知らなかったんですけども、3月31日で辞められるわけですよ。8年間、後から来た議員の方はその功績は分からないかもしれませんが、県の重要なポストであった方が来て、建設部の職員を選んで送ってくれた、そういう大きな功績があるわけですよ。それをただ、東内元職員の犯行を副市長だけに責任を負わせるのは私はおかしいと思うんですよ。私は企業でも働いている、役員も管理職もやってきたけれども、やはりそこを、下の人間が上の人間に、あれはおかしいと言うのはおかしいと私は思う。これは常識論です。

○安保友博委員長 赤松議員に申し上げます。

もう既に決議は、審議を経て、討論も終わり、それでもう多数で可決されているんです。今はその中身について反対の意見を述べる場ではありませんので、御留意ください。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 だからそこを考慮して、あなたはそういう決意があるんだったら、決意ある人が行って、交渉してください。私はそれを言います。議長は行って、議長はやっぱり全体を考えていますから。行ってみてください。話して。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今のその議論をやっていて、吉田委員から、議運の委員長と議長と副議長で行ってくださいという話ですけども、議長はもう2回行って、副議長と先ほど行っているわ

けで。現在2回行って、やっぱり進展がないという状況で、だからそこら辺どういうふう
に受け止めているのかという部分と、この決議案に対してどこまで読み解いているのかという
部分が、いまいち自分は承知できているとは思えなくて。

その決議を出した中で、勧告する内容を3つ出しているけれども、必ずそれをしなさいよと
いうものではなくて、この勧告の部分というのは、あくまでも市長部局のほうで今後どうい
うふうにするかという部分で、議会としては、大島副市長に対して本会議や委員会等への出席を
認めないというところの議決を経ているので、その部分がちゃんと理解できているのかでき
ていないのかというのを柴崎市長自身に私は確認したいんですよ。

そこを確認した上で、どこの部分で協議をして前に進められるか進められないかという議論
をしたいなと思っているので。だからそこら辺がちゃんと伝わっているのか伝わっていないの
かで、大分変わってくるのかなと思います。

実際に、多分みんな聞きたいことがあると思うので、逆に自分は、柴崎市長を呼んで、じゃ、
どうすれば妥協というか、一致で進められるかというところ、前に進めるためにもそこら辺は
やったほうがいいと思うんです。

赤松議員が言っていたように、自分は反対の立場でって、いろいろな意見があるというのも
分かるんですけども、そういった意見も、実際に柴崎市長の話を聞いてみないと分からない。
憶測で物は言えないので、そこら辺は全議員でやっぱり確認していったほうがいいのではない
かなと私は思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 そうなればね、議運の委員長、副委員長、議長、副議長、4人で行か
れて、向こうの方と。私は、選択しますよ。またそれで、こじれたからこっちに来てまた話を
するとか、そういうのはおかしいですよ。

だから、4人でもって、議長は先ほど行ったんでしょけれども、再度申し込んでね。そこ
で、ここに呼ぶとかそういうのは、とても失礼ですよ。私はそう思います。

〔「失礼じゃないよ」という声あり〕

そういう細かなこと一字一句、重箱の隅にある言葉をつつくんじゃないんですよ。前に進む
にはどうしたらいいかを考える。まちづくりなんですよ。それを、ここだけでこうやってやっ
てね、今どうなっていると思うんですか、まちは。もっとやらなければいけない。さっき来た
人は、いつまでこんなことをやっているんですかって、怒って帰っちゃって。怒られましたよ、
区画整備だとかいろいろやることがあるのに、まだこんなことをやっているのかと。

○安保友博委員長 赤松議員に申し上げます。

発言には注意してください。

議会運営委員会の権威を損なう発言は、罰せられる恐れがありますので。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 権威なんかないですよ。権威があるからゆえに、そうやって責任を持

ってやらなければならないということですよ。

○安保友博委員長 その話を今しているの。

議会運営委員会を冒瀆するような発言と取られかねない発言をされていますので、お気を付けてください。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 はい。

先ほどの、議会運営委員長が行ったらどうですかって答弁をもらっていないんですけども、どうですか。あなた1人に任せてもいいですよ、私は。何ですか、議長が横で聞いていて、私はそのぐらいのことを言っているんです。そんなのほかにばかり回すのではなくてね。あなたが一番重く感じているわけだから、自分で行って、やっていってください。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 1点ちゃんと申し上げたいと思うのが、二元代表制とって、私たちは市長の後押しをする機関ではなくて、市長部局が議案とかを提出して、それに対して私たちは真摯に審議をしなければいけない立場。だから、市長に失礼ではないか、そういう立場ではないんですよ。私たちはそれぞれの立場があって、しっかり議論をしていかなければいけない立場なので、そこら辺はしっかりと認識していただきたいと思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 最後に言いますけれども、速やかに結論を出すために、議会運営委員会の安保委員長と鳥飼副委員長、あと議長が議員として、あと証人として副議長が行っていらっしゃるでもいいんですけども、そういうふうを選択しますよ。そこでの結論に私は従いますので、行ってきて決めてきてください。それがお願いします。

○安保友博委員長 小嶋議員。

○小嶋智子副議長 今、証人として副議長も行ってくださいというお話でしたが、証人としてというのがちょっと私には理解ができなかったんですけども。どういう意味なんですか、証人としてというのは。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 それは、向こうで彼がこっちに来て報告するときに、そばにいてオブザーバーとして、足りないところがあれば、議長の足りないところを副議長がこういうこともありましたと言ってもらうための、そういうことです。主で行ってもいいですよ、それは。自分で主で、私に任せてくださいというのであれば、いいと思います。

私は、大勢で行ったら話をはぐれるからね、江戸城の明渡しみたいではないけれども、勝海舟と西郷さん、2人で話をしたでしょう。そんな感じぐらいな気持ちで、大勢で寄るんで何やというのではなくてね、行ってください。最善は安保委員長1人で行ってくるのが一番効率がいいですよ、私から言えばね、そんな大勢行かなくても。いかがですか。

○安保友博委員長 ただいま出ている意見を集約しますと、正副議長と正副議運委員長で市長

と対話を、対談をしてくるという話と、議会運営委員会に市長を呼んで、そこで質疑をする、意見を聞くという、2つの意見が出ておりますけれども、それについてどちらがいいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 市長に出てもらおうというのはこちら側の考えで、実際出てもらう場合は何の手続に基づいて出てもらおうのかというのをきちんとしておかないといけないのではないかなと思いますが、ちょっとよく分からないので教えていただきたいと思います。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 1時27分 休憩)

再開します。(午後 1時36分 再開)

委員会いきなり呼ぶのではなく、正副議長、正副議運委員長の4人で一度市長に申入れに行く、意見を聞きに行くということを取りあえずはしていくという方向性でよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

では、異議がありませんので、そのようにしたいと思います。

今回は実際にその話ができた後に、追って議会運営委員会を招集したいと思います。

吉田委員。

○吉田武司委員 先ほどからお話していました、正副議長、正副委員長に市長と対面で話をさせていただいて、そこでこちらが今まで議論したことが伝わらない場合は、この場に市長に来ていただいて、みんなの前で市長の意見を話していただくというのがよろしいかなと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 吉田委員のおっしゃっていることというのは、趣旨としては、ここを休憩にして、その間に委員長、副委員長そして正副議長と一緒に市長のところに行ってもらって、その上で、それでも話が進まないようであれば、休憩を閉じてまたやると、そういう流れということでもいいですかね。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 はい、おっしゃるとおりです。じゃないと、なかなか前に進まないの、ここは休憩にして、そのような対応をしていただければと思います。

○安保友博委員長 それでは、一旦休憩を取り、市長に話を聞きに行きたいと思います。再開は追ってお知らせします。

休憩します。(午後 1時39分 休憩)

再開します。(午後 3時30分 再開)

先ほど決またとおり、議会運営委員会の正副委員長また議長、副議長と4人で市長のところに行き、市長と大野企画部長、田中総務部長と、あと局長とで話をしてきました。

概要だけかいつまんでお話しすると、まず我々議員としては、誰一人として審議を拒否していくという考えではなく、そういう人はいなくて、まずは審議を進めたいと全員が思っている

という話をしました。

それから、市長のほうから、問責決議と辞職勧告に関しては、そもそも理解の前提が違うので、受け入れられないという話がありました。

それから、辞職勧告の中の副市長の出席を認めないということに関しては、これは勧告ではなくて、その本文中に書いてある議会としての意思だという話を、改めて説明してきました。本来であれば、議会運営委員会を開いてどういうふうに審議を再開できるかということを検討する必要はないのだけれども、議会としては審議をなるべく速やかに再開したいという気持ちがあるのでこのような議運を開き、また市長のところに来てそういう話ができるように、対話をするために来たという話をお伝えしています。

むしろ、本来であれば、議案の審査をしてほしいということを出長部局から議会のほうに頼んでくるべきですよという話、それが二元代表制の制度の在り方ですよという話をしたところ、それは理解の前提が間違っておりましたという発言を、市長と大野部長がされました。そこはいま一度認識をしてくださいという話を申し伝えております。

それらを踏まえて、もう時間も3時を過ぎていることですので、本日中に何らかの結論を出すということは難しいと思います。時間をくださいという話を言われましたので、それを我々としては了承して帰ってきたというのが全体の概要です。

何か補足はありますか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 補足としては、最終的に副議長が、先ほど委員長が言ったように、決議の3つの勧告という部分と、その前文に書かれている副市長が出席しないという部分は、やはり切り離して考えてほしいというところと、辞職勧告を出しているのに対して、副市長が出席して議会が再開される矛盾というがあるので、そこら辺はやっぱり理解してほしいということは、副議長のほうから改めて確認ということで説明していただきました。

最終的にすぐに結論が出ないということなので、時間をくださいということで閉じたような感じですが。全然進展がなかったわけではなくて、やっぱり一步前進するための会議になったのかなというふうに率直に思っています。

○安保友博委員長 ということですので、本日これ以上、議運の場で議論することはないのかなと思います。

次回につきましては、総務課からの回答があつて、その後の方針、ある程度の方向性が見えてくるタイミングで、また議会運営委員会を招集したいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは異議がありませんのでそのようにしたいと思います。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 議運を開催する日程については、議運の委員長から、オブザーバーだったり、

議運のメンバーに連絡、メールが来るのか、そこら辺確認させてください。

○安保友博委員長 はい、それは事務局を通じてお知らせいたします。

小嶋議員。

○小嶋智子副議長 確かにそうですね、返事がなければ動けないので。そうすると、3月1日がどうなるかも議運の後に決まるということによろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 そうですね、そうせざるを得ないですね。

議長に確認ですが、今日も延会になっていますけれども、議会の日程、本来だったら総括質疑がある日はどうなりますか。

富澤議長。

○富澤啓二議長 まあ回答次第ですけれども、これから協議をしたいと思います。日程的に詰めていかなければいけません、大事なことです。今後協議をします。

○安保友博委員長 では、その辺も含めて、また追ってお知らせいたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 市民には広報でスケジュールを配っているわけですよ。だから、議会のホームページか何かでこの状況を載せて、要するに施政方針が今のところいつやれるか分からないですけれども、されていませんか、何かやっぱり市民に対してスケジュールを発表しないと。

今日も傍聴に来ていた人がのぞいて帰ったりしているわけですから。やはり、その人たちはホームページを見ずにチラシを見て来るわけですけれども、両面でやっぱりアピールしないといけないです。だったら、チラシも作って、今、日程が変わっていますとかしないと。一般質問の日にも変わったりしたら、スケジュールがおかしくなってしまいますからね、その辺はやっぱり考えてやらないと。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 要望ですけれども、次回、回答を受けての議会運営委員会ですが、今日の今日とか、今日の今とかそういう対応だと、調査休会ということで調査とか入れている場合があるので、私の場合も入れているので、その辺は御考慮いただきたいと思います。

○安保友博委員長 はい、御意見承りました。

吉田委員。

○吉田武司委員 確認なんですけれども、先ほど副議長のほうからお話がありましたが、3月1日の議会運営委員会が開催されてからのところで準備をしていけばいいですか。

○安保友博委員長 返答があり次第にはなると思いますけれども、現時点では、いつということが示されていけませんので、分からないんですが、返答があり次第、またすぐに議運を開いて、今後どうするかという協議はさせていただきたいと思いますので、そのつもりでいただければと思います。

なおかつ今、菅原委員がおっしゃったように、急に今から来てくださいますとかではなくて、皆

さんが集まれる時間的余裕を取った上でお知らせしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

吉田委員。

○吉田武司委員 急な連絡ということで、会派でどうしても代表者が来られないという場合には、会派から代理ということになると思うんですけども、その場合はやはりオブザーバーという形になってしまうのですか。

○安保友博委員長 それは以前確認したことがあるんですけども、議運のメンバーはその人固有の資格なので、ほかの方が代理で来ていただいた場合にはオブザーバーとして参加していただくことになります。

吉田委員。

○吉田武司委員 先ほど菅原委員がおっしゃったとおり、急な連絡でやっぱり来れないというときがあるので、今回の場合はイレギュラーではないんですけども、そういう発言の場をしっかりと緑風会として出せるということで、オブザーバー扱いではなくて、そういうふうにしていただきたいということもあるんですけども。あまりに急な連絡で整わないときがあるかと思うので、その辺の対応をお願いしたいんですけども。オブザーバーだということだと、意見がなかなか通らないというか、確定できないので。無理だということであれば、しょうがないですけども。

○安保友博委員長 委員の資格の話になるので、それはできないと思います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 先のこと、28、29日は休会日だから、そこはもうみんないつでも、危機的な状態であるから、みんな空けて待っていると。招集があつたら1時間で集まれるぐらいな小さなまちなわけですから、昼間はね。だからスタンバイしておくというのが必要ではないかと。まあそれは私の案ですけどもね。

○安保友博委員長 状況が状況なので、時間的余裕ということも臨機応変に捉えていただいて。場合によっては、お声がけさせていただいて、来られるようだったらこの後1時間後にとかということもあるかもしれないですけども、とにかく執行部側の返答がいつどのような形で出てくるかにもよりますので、そこら辺も臨機応変に捉えていただければと思います。

1点私のほうから。

問責決議に対する市側の見解が、実は今ホームページに載っているんです。今回、辞職勧告まで出して今このような状況になっているという話を、さっき赤松議員のほうから御提案があったので、それに合わせて、議会のホームページで今どういう理由でその辞職勧告を出されたのかということと、どういう状況になっているのかという状況説明を載せていただきたいと思うんですが、その辺可能でしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 やはりそういうのをホームページに載せる場合は、ここで話したよう

に、議長名で出したほうがいいですよ。

○安保友博委員長 どうですか、可能ですか。

松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 技術的には可能だと思うんですが、その掲載内容というか、審議した具体的な内容とか、どういうふうなのを載せるのかというのが、ちょっと事務局だと判断がつかないのと、当日の会議録ができていれば、そこから作るというのは可能だと思うんですけども、あまり事務局で作ってしまうと、ニュアンスが違ってしまったりまずいなというのが1つ、懸念としては持っています。

なので、どの辺まで掲載してほしいのかというのをある程度、議長と事務局でということであればいろいろ考えてやりますけれども、それが皆さんの考えとちょっと違ってきてしまったりまずいかなとは思っています。

○安保友博委員長 それであれば、議長とあと議運の委員長とあと事務局とで協議して、その内容を決めて掲載するというところでよろしいかと思っておりますけれども。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 そんなに細かいことを書かなくていいと思うんですよね。要するに、こういうことを触れて、施政方針が延びていますけれども、いろいろ審議したら大体この辺でやる予定ですかね。傍聴に来て、やはり不発、要するに閉会していると、やはり迷惑をかけるわけだから。傍聴に来られる方は、私だったら事務局に問い合わせ、今日はありますかとかね、事務局の電話番号を書くなりしてね。やはり遠くから来ますからね、クレームは。そういうところをやっていけば、トラブルはないと思います。

○安保友博委員長 では、そういう形で、議長と議運の委員長に一任していただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ではそのようにしたいと思います。

そのほか委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時47分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博